
2024 年 9 月開催の会計基準アドバイザー・フォーラム
プロジェクト (ASAF) 会議に向けた対応

項目 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

I. 本資料の目的

1. 本資料では、2024 年 9 月 26 日及び 27 日に開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム（以下「ASAF」という。）会議における、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性のセッションにおいて議論される予定である、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」（以下「本公開草案」という。）に対する ASBJ 事務局の発言案を整理し、ご意見を頂くことを目的としている（本公開草案の概要については審議事項(2)-3-1 参照）。
2. ASAF 会議において本セッションの目的は、次の 2 つとされている。
 - (1) 本公開草案の概要を提供する。
 - (2) ASAF メンバーに対し、本公開草案の予備的なフィードバックを求める。

II. ASAF メンバーへの質問

3. ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して次の質問に対する回答が求められている¹。なお、この質問は、本公開草案における質問と同様の内容である。

質問 1—設例の提供
(a) 設例の提供が、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告を改善するのに役立つことに同意するか。
(b) 例示を IFRS 会計基準に付属する設例として含めることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

¹ 2024 年 9 月 ASAF の AP2. p. 22

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/september/asaf/ap2-coufs-proposed-illustrative-examples.pdf>

質問 2—設例を開発するというアプローチ
設例において例示されている要求事項及び事実パターンの選択並びに設例の技術的内容も含め、設例の開発に対する IASB のアプローチに同意するか。
質問 3—その他のコメント
他に何かコメントがあるか。

III. ASBJ 事務局の発言案

4. 本公開草案に対するコメントは今後審議を行っていく予定であることから、以下の内容を中心に、ASBJ として主張すべき内容を国際会計基準審議会（IASB）が提示する質問に適宜関連付けて発言することが考えられる。

（財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の関係）

5. 我々は、財務諸表と他の一般目的財務報告書との間で不整合が存在するように見える場合があるという利害関係者の懸念に対応するために、企業が財務諸表において提供する情報と一般目的財務報告書の他の部分で提供する情報との間のつながりを促進することを支援する IASB の取組みを理解する。
6. しかしながら、その取組みの対象範囲の決定に際して財務諸表利用者の要望に応えるための情報を財務諸表に全て記載する結果を生じさせようような方向性には同意しない。このため、IFRS サステナビリティ開示基準が適用されたとした場合にはサステナビリティ関連財務開示において開示が要求される項目を、IFRS サステナビリティ開示基準を適用していないと仮定して財務諸表に記載するかのような提案には同意しない。
7. 我々は、IASB はつながりのある一般目的財務報告書を促進するために、まず財務諸表の注記に記載されるべき情報は何かを分析及び検討することが必要であると考ええる。我々は財務諸表で提供されるべき情報は概念フレームワークにおける財務諸表の目的に照らして、基本的に過去と現在に関する情報であると考えている。
8. 気候関連及びその他の不確実性に係るリスクは将来の不確実性に関するものが多いと考えられるため、財務諸表の中の情報には含まれない場合もあるという点に

ついて財務諸表利用者の理解を深めることの努力も重要であるとする。

(設例とすることについて)

9. 我々は、IFRS 会計基準は財務諸表において気候関連リスクの影響に関する情報の開示を企業に要求する上で一般的に十分な基準であるとするため、ガイダンスに強制力を持たせないことに同意する。
10. 強制力を有さないガイダンスの効果は、相対的に限定的なものとするが、本公開草案の設例が、現行の開示実務における IFRS 会計基準の要求事項に対する解釈の拡大を導く結果になりかねないのではないかという利害関係者の予備的な見解も一部で聞かれていることを踏まえると、設例の位置づけについても周知すべきであるとする。

(気候関連以外のリスクの取扱い)

11. 本プロジェクトの目的には気候関連だけではなくその他の不確実性も含んでいるにも関わらず、具体的な設例案は利害関係者の懸念に対応することを目的として、気候関連に過度に重点を置いた記載となっている。このため、気候関連リスクについて他のリスクと比べて過度な開示を招く結果とならないように配慮することも必要とする。

ディスカッション・ポイント

本公開草案の内容について、ご質問やご意見があればいただきたい。また、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただきたい。

以 上